知っていますか? 衣類の新しい「取扱い表示記号」

衣類の購入や洗濯の際に欠かせない、衣類の「取扱い表示記号」。この記号が、平成28 年12月1日から変更になりました。新しい表示記号を理解して、衣類を適切に取り扱い、豊 かな衣生活を送りましょう!

★ ISO(国際規格)の記号に統一されました

これまでの「取扱い表示記号」は日本独自のものでしたが、新しい「取扱い表示記号」が制定され、世界で共通に使 用されている ISO(国際規格)の記号を用いることになりました。これにより、国内外で表示が統一され、消費者にとっ て衣類などを購入する際の利便性が高まると期待されています。表示をよく読んで、衣類の取り扱いの参回場合 考にしましょう。

詳しくは、消費者庁ウェブサイトをごらんください(「消費者庁 新しい洗濯表示」と検索してください)。 右記の二次元バーコードからもごらんいただけます。

【新しい「取扱い表示」の記号と意味】

家庭洗濯	漂白		乾燥	アイロン	クリーニング	
家庭での洗い方(洗 濯機洗い、手洗い) に関する記号	漂白剤の 使用に関 する記号	タンブル乾燥(※)と自然乾燥に 関する記号		アイロン仕上 げに関する記 号	クリーニング店での洗 い方に関する記号	
	Δ			2		基本記号
〈洗う強さ〉 —— ——		〈乾燥温度〉		〈温度〉	〈処理の強さ〉	付
通常 弱い 非常に (線なし) 弱い (洗濯体の温度(トロロ) *** **		・ ・・ 弱 強 (ヒーターの 設定)		低温 中温 高温	通常弱い非常に	付加記号
〈洗濯液の温度(上限)〉数字		設定)	【自然乾燥】		(線なし) 弱い	
~ 家庭洗濯可 40℃限度	塩素系及び酸	「タングル乾燥」	(陰干し)	高温(200℃まで)	パークロロエチレンなどの溶剤によるドライクリーニング可。通常処理	
家庭洗濯可 40℃限度 弱い洗濯	素系の漂白剤の使用可	強 (80℃まで)	脱水後、つり干し		を	実
家庭洗濯可 30℃限度 非常に弱い洗濯	酸素系漂白剤	◎	川 刈 脱水せず、つり干し	中温(150℃まで)	ウエットクリーニング可。非常に弱い処理	実際の記号例
手洗い 40℃限度	のみ使用可	(60℃まで)	脱水後、平干し	低温(110℃まで)	※ ドライクリーニン グ不可	例
家庭洗濯不可	漂白剤の 使用不可	タンブル乾燥不可		アイロン不可	対 ウエットクリーニング不可	
			脱水せず、平干し			

※タンブル乾燥…乾燥機の中で、洗濯物を回転させながら温風で乾燥する方法。

問い合わせ/市民安全課 ☎55-2750 **51-0367**